

岐阜県公報

第 二 千 六 百 十 一 号
平 成 二 十 七 年 一 月 六 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

岐阜県指定金融機関等の指定
保安林の指定

(出 納 管 理 課)
(下 呂 農 林 事 務 所)

一 一
二

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(環 境 生 活 政 策 課)
(都 市 政 策 課)

三 三
三

岐阜県告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条第一項の規定により、県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる金融機関を指定したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十八条第八項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

令第百六十八条第一項に規定する指定金融機関は株式会社大垣共立銀行とし、同条第三項に規定する指定代理金融機関は株式会社十六銀行とし、同条第四項に規定する収納代理金融機関は別表に掲げる金融機関（令第百六十八条の三第一項に規定する納入に関する書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に基づいて公金の収納をする場合にあつては、別表名称の欄に掲げる金融機関及び楽天銀行株式会社）とする。

この告示は、平成二十七年四月一日から適用し、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県指定金融機関等の指定（昭和三十九年岐阜県告示第百六十五号）は、平成二十七年四月一日から廃止する。

名 称	事務取扱店舗

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

平 成 二 十 七 年 一 月 六 日

株式会社みずほ銀行	国内所在の店舗
株式会社三菱東京UFJ銀行	同
株式会社三井住友銀行	同
株式会社北陸銀行	岐阜県内所在の店舗及び中村支店
株式会社八十二銀行	岐阜県内所在の店舗
株式会社滋賀銀行	同
三菱UFJ信託銀行株式会社	同
三井住友信託銀行株式会社	同
株式会社富山第一銀行	同
株式会社愛知銀行	同
株式会社名古屋銀行	同
株式会社第三銀行	同
岐阜信用金庫	同
大垣信用金庫	同
高山信用金庫	同
東濃信用金庫	同
関信用金庫	同
八幡信用金庫	同
西濃信用金庫	同
尾西信用金庫	同
桑名信用金庫	同
株式会社商工組合中央金庫	同
岐阜商工信用組合	同
イ才信用組合	同
飛驒信用組合	同
益田信用組合	同

近畿産業信用組合	同
東海労働金庫	同
岐阜県信用農業協同組合連合会	同
ぎふ農業協同組合	同
西美濃農業協同組合	同
いび川農業協同組合	同
めぐみの農業協同組合	同
陶都信用農業協同組合	同
東美濃農業協同組合	同
飛驒農業協同組合	同

岐阜県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
下呂市夏焼字日影山三三二一の一、三三二六の三、三三二六の四、字登尾三三五
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年十二月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ村
- 三 代表者の氏名 小笠原 孝也
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市茄子川字中畑二二番地七四七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、在宅及び施設で自立の為に援助が必要な高齢者、障害者、青少年やその家族、その他の支援を必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神にもとづき、それぞれの地域に根ざした健康増進と自立支援の為に種々のサービスを提供し、又、生活習慣病及び認知症の予防と改善を目的としたリハビリテーション活動を通じて、全ての人々が自立して日々健康で充実した生活を営める社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称 池田町
- 二 調査を行った地域 岐阜県揖斐郡池田町大字宮地の一部（宮地北）
- 三 調査を行った期間 平成二十二年度から平成二十五年度
- 四 地図及び簿冊の名称 岐阜県揖斐郡池田町（大字宮地の一部）の地籍図
岐阜県揖斐郡池田町（大字宮地の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日 平成二十七年一月六日

平成二十七年一月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社